	インタフェース	、仕村	様(ユニット	)		業務ユニット番号:19										業	務ユ	ニッ	卜名:	健康	<b>管理</b>									
		Π	コード											그	ニット	(業務	-)										外	部		
NO	情報名	CD	コード名	データ型	桁数	項目説明	1 住民基本台帳	2 印鑑登録 理		7法人住民税	8 軽自動車税 理	9   10	11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	13後期高齢者医療14介護保険	4 15 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	16 生活保護 17 乳幼児医療	18 ひとり親医療	19 20 就学	21 25 月籍 日本	登外管理	50 51 財務会計	52	53 文書管理	91	中間ナー バー	医療機関	従事者	F	国・都道府県	
1 2	妊娠届出情報 - 妊娠の届出年月日			日付情報		妊娠届出 <del>の</del> 届出日																			0					
3	<del>出産予定日</del>			日付情報		妊娠届出の出産予定日																			9					
4 5 6 7 8 9 10		0	住民種別住民状態	X X X X X X X K名情報	1 1	自治体内で人を統一的に管理する番号 住基世帯を管理する番号 人の種別(日本人住民・外国人住民・住登外等)を表す区分 人の状態(住民・転出・死亡・消除等)を表す区分 住民基本台帳ネットワークの管理番号 番号制度で個人を管理する番号 住民票の氏名(外国人住民の場合は氏名欄の記載に準じた書	III																		I					
12 13 14 15	<ul><li>性別</li><li>生年月日</li><li>続柄</li><li>世帯主氏名</li></ul>	0	性別	大       生年月日情報       続柄情報       氏名情報       住所情報       住所情報	1	式) ※資料「業務1-1 標準仕様の読み方」を参照 住民票の性別 住民票の世帯主との続柄 住民票の世帯主との続柄 住民票の世帯主名 住民票の対は所	I I I I																		I					
17 18 19 20 21 22	前住所 転出先 転出先区分 本籍 本籍住所コード	0	住所区分	住所情報 住所情報 X N X	1 100 30	住民票の前住所 住民票の転出先 転出先が予定か確定かを示す区分 住民票の本籍 本籍の住所コード 住民票の筆頭者	I																							
23 24	<u>住民となった情報</u> 住民票記載住民年月日			日付情報		住民となった(転入・出生など)情報 住民票に記載されている住民となった年月日または外国人住民となった年月日 転入や出生等の日付(「住民票記載住民年月日」は転入や出	I																							
25				日付情報		転入や出生等の日付(「住民祟記載住民年月日」は転入や出  生等の日付と異なる日付となる場合がある)																								
26 27 28 29 30 31	増異動事由 住所を定めた情報 異動年月日 届出年月日 異動事由	0		日付情報 X 日付情報 日付情報 X		生等の日付と異なる日付となる場合がある) 住民となることを届け出た日付 住民となった事由 住所を定めた(転入・転居など)情報 住所を定めるために異動した日付 住所を定めることを届け出た日付 住所を定めることを届け出た日付 住所を定めた事由 住所を定めた事由	I I I I I																							
32 33	異動年月日			日付情報		住民でなくなるための異動した日付	I																							
34 35 36 37 38 39	減異動事由       其動年月日       独自領域       制御情報	0		日付情報 X 日付時間情報 X	50	住民でなくなることを届け出た日付 住民でなくなった事由 当該データを登録・更新した際の日付時間 自治体で独自に管理する情報の領域 住基オンラインで異動処理中を表す制御情報 住基オンラインで現在異動処理中であることを示す区分	I I I I																							
40	異動事由	0	住基異動事由	X	2	住基オンラインで現在異動処理中であることを示す区分 異動処理中の場合の住基オンラインの異動事由	İ																							
42	<u>第30条の45区分</u> 日 在留カード等番号	0	第30条の45区分 国籍	X X		外国人住民のみで管理される情報 住民票の外国人の区分 在留カード等(在留カード、特別永住者証明書)もしくはみなし在留カードの番号 住民票の国籍・地域	I																							
45 46 47 48	在留の資格 在留期間 在留終了年月日	0	在留資格	X X 日付情報		住民票の国籍・地域 外国人に与えられた在留資格 外国人に与えられた在留期間 在留期間の終了年月日 外国人固有の氏名情報	I I I																							
49	通称名			氏名情報 X	104	外国人の通称名 外国人のアルファベット氏名	İ																							
51 52 53	漢字併記氏名 氏名のカタカナ表記 国民健康保険情報			N N	100	漢字併記が許可されている場合の漢字氏名 非漢字圏の外国人住民で、氏名のカタカナ表記がある場合	I					I																		
54 55	<del>対象年月</del>			X <del>年月情報</del>		自治体内で人を統一的に管理する番号 情報を確定した年月	++	$\pm$	+			I			++							+	+						$\Rightarrow \Rightarrow$	丗
56 57	保険者名称			N V	<del>15</del> 30	国保被保険者証に記載の保険者番号 国保被保険者証に記載の保険者名称	+					+,			+							+	$\perp$						$\perp \downarrow \downarrow$	〓
58 59 60 61 62 63	□ 資格区分 □ 取得異動年月日 □ 取得届出年月日 □ 取得異動事由 □ 喪失異動年月日	0	国保資格区分	X X 日付情報 日付情報 X 日付情報	2	国保被保険者証の記号番号 国保資格を表すコード 国保資格を取得した日付 国保資格を取得したことを届け出た日付 国保資格を取得した異動事由 国保資格を喪失した日付						I																		
64 65	要失届出年月日 喪失異動事由	0	国保資格喪失事由	1 日付情報	2	国保資格を喪失したことを届け出た日付 国保資格を喪失した異動事由						I					Н													

	インタフェース	仕桪	様(ユニット)	)		業務ユニット番号:19										j	業務コ	ニニッ	卜名	: 健原	東管理										
			 ⊐ード						1 - 1					ا در ا در	ユニット	卜(業剤	务)		1	-1		. 1	11			1 1		外部			
NO	情報名	CD	コード名	データ型	桁数	項目説明	1 住民基本台帳	2 印鑑登録 理	í I	6個人住民税 目前	7 长人住民说 8 軽自動車税 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	9 収滞納管理	10 国民健康保険	12 障害者福祉 8 13 後期高齢者医療	14 介護保険	161等約18	7 乳幼児医療	19 20 健康管理	21 2 万籍 挂著三当	30 住登外管理	50 5 財務会計	152人事給与	53 文書管理	90 91 電子 申 告	中間サーバー	主民療機関	保健師者	民生委員等	介護予防 国・都道府県		
66	   <u>  国民健康保険上の世帯における続</u>			X	2	   前国保から引続き国保の世帯主である(特定同一世帯所属者	É								+		╅┪			+		+		+			+	+			=
67 68 69	<ul><li>柄</li><li>証区分</li><li>有効期限</li><li>─自己負担限度額</li></ul>	0	証区分	X 日付情報 \$9	1 10	<u>証明書が発行される者である)ことの確認のため</u> <u>証の種類</u> 国保被保険者証に記載の有効期限 <u>資格取得期間中に限度額認定証を発行している場合のみ</u>																									
70 71	│ <u>標準負担額情報</u> │──入院時食事療養費			\$9	10	資格取得期間中に対応する標準負担額情報 入院時食事療養費標準負担額(1回あたり) 入院時生活療養費標準負担額(1回あたり)																									
72 73	一入院時生活療養費 国民健康保険旧被扶養者情報			99	10																										
74 <del>75</del>	旧被扶養該当異動日 ——旧被扶養非該当異動日 国民健康保険特定同一世帯所属情			日付情報 日付情報		旧被扶養者の該当年月日 <del>旧被扶養者の非該当年月日</del>																									
<del>76</del> <del>77</del>	<del>特定同一世帯該当異動日</del>			日付情報		特定同一世帯の該当年月日 特定同一世帯の非該当年月日																									
78 79	——特定同一世帯非該当異動日 国民健康保険特定疾病療養受療証 情報			日付情報																											
80 81 82	<ul><li>認定疾病名</li><li>受領証発行期日</li><li>国民健康保険料(税)の滞納状況</li></ul>			日付情報	30	特定疾病療養受療証を発行する際に確認した疾病名 国民健康保険特定疾病療養受療証の発行期日																									
83 84	賦課年度 滞納情報			Х	4	滞納が発生している国民健康保険料(税)の保険料賦課年度	Ē																								
85 86	期別 納期限			X 日付情報	2	賦課年度の保険料納付期別 滞納が発生している期別の納期限	++						+				+														
87 88	滞納額 給付情報			\$9	13	期別毎の国民健康保険料(税)滞納額																									
89 90	高額介護合算療養費情報 給付年度			Х	4	国民健康保険の給付情報を管理する年度																									
91 92	自己負担額計算対象日自 自己負担額計算対象日至			日付情報 日付情報		自己負担額計算対象とする日自 自己負担額計算対象とする日至 資格を取得した異動日 資格を喪失した異動日 高額介護合算における国保分の自己負担額合計	+				+						+					-					+				$\exists$
93 94	国保加入期間自 国保加入期間至 自己負担額合計			日付情報 日付情報		<u>資格を取得した異動日</u> 資格を喪失した異動日	+																								4
95 96	自己負担額合計 自己負担額高齢者分再掲			\$9 \$9	8	高額介護合算における国保分の自己負担額合計 上記の前期高齢者再掲分	$\Box$		+								$\blacksquare$														$\exists$
97 98	所得区分 出産育児一時金	0	所得区分			上記の前期高齢者再掲分 基準日における所得区分																									
99 100 101	出産日 生産児数 死産児数 支給額			日付情報 9 9	1 1	被保険者が出産した日 生産児数 死産児数																									
102	<b>支給日</b>			S9 日付情報	8	<u>死産児数</u> <u>保険者が支給した金額</u> <u>保険者が支給した日</u>	$\coprod$																								
104	傷病手当金 療養のため休んだ期間自			日付情報		申請書に記載する休んだ期間(自)																									
106	療養のため休んだ期間至 療養のため休んだ日数			日付情報 9	3	申請書に記載する休んだ期間(至) 申請書に記載する日数 申請書に記載する支給開始日	$\parallel \parallel$				+	+	+	+			$\parallel \parallel$			+		+		$\parallel$		+	+	+	#		
108	支給開始日			日付情報 89	8	中明音に記載する支給額   中詩書に記載する支給額   中詩書に記載する支給額	$\dagger \dagger$				+	$\downarrow$	+	+			+			+		+		$\parallel$		+	+	+	#	$\Box$	
1111	支給日 支給期間自 支給期間至			日付情報 日付情報 日付情報		申請書に記載する支給額 申請書に記載する支給日 申請書に記載する支給用間(自) 申請書に記載する支給期間(至)																				$\blacksquare$					
113	<u>葬祭費</u> 死亡日			日付情報		 被保険者が死亡した日																									
116	支給租 支給日			S9 日付情報	8	保険者が支給した金額 保険者が支給した日														10											
117 118 119		0	住民種別	X	15 1	自治体内で人を統一的に管理する番号 人の種別(住民・住登外(日本人)・住登外(外国人)・法	\$													10 10											
120	住民状態 個人番号	0	住民状態	X	1	人等)を表す区分 人の状態(住民・転出・死亡・消除等)を表す区分 番号制度で個人を管理する番号 住登外者等の氏名(外国人の場合は住基情報の「氏名」に準	$\parallel \parallel$				+	1	+	+			$\parallel \parallel$			10		+		$\parallel$		+	+	+	#		
122	氏名 			氏名情報		` たま子) ※姿料   業級1_1 博進仕住の毛3.七」 た关照														10											
123 124 125	生年月日	0	性別 	X 生年月日情報 X	1 15	住登外者等の性別  住登外者等の生年月日  世帯を管理する番号(住民基本台帳との複数国籍世帯となる			+		+						+			01 01 01		+		+		+			+	$\square$	=
		$\vdash$		<b>続</b> 続柄情報		場合は住基世帯と同じ世帯番号)  住登外者等の世帯主との続柄	++		++		++	+	+	+		$\vdash$	+		++	10		+	+	+	$\vdash$	++	+	++	-	+++	$\dashv$
127 128	続柄 世帯主氏名 現住所	$\square$		続柄情報 氏名情報 住所情報		世帯主の氏名	$\Box$		+		+	+	+	+		$\vdash$	+			10 10		+		$\dashv$		+	+	+	#		$\exists$
129	現住所			住所情報 住所情報		住登外者の現住所 住登外者が前に居住していた住所														10											

	インタフェース	、仕	様(ユニット)	)		業務ユニット番号:19											;	業務.	ユニ	ット	名:	健康	管理										
			コード		Τ										٦	ニッ	ト(業	務)												外部	ß		
NO	情報名	CD		データ型	桁数	項目説明	1 住民基本台帳	2 印鑑登録	4 選挙人名簙夸里 5 固定資産税	6個人住民税	7 法人住民税	8 軽自動車税 甲二二二甲甲二二二甲甲二二二甲甲二二二甲甲二二二甲甲二二二甲甲二二二甲甲二	10国民健康保険		13後期高齢者医療	4 介養呆食	16 生活保護	17乳幼児医療 18ひとり親医療	19 健康管理	20 2 2	23 児童扶養手当	30 住登外管理	50 51 庶務事務	52 人事給与	53 文書管理	91 電子申告	中間サーバー	医療機関	保健師	従事者 民生委員等		国·都道府県	
130 131	最初登録業務ユニット 利用業務ユニット	0	業務ユニット	X	30	-  当該データを最初に登録した業務ユニットの番号  当該データを利用している業務ユニットを表す項目(業務コ																10			丰		丰			丰			
						国該データを利用している業務ユーットを表り項目 (業務コニットの該当析に1をたてる)   当該データを登録・更新した際の日付時間					4	_	$\downarrow \downarrow \downarrow$	_								10			_		_			$\perp$			
132	独自領域			日付時間情報 X	50	自治体で独自に管理する情報の領域					_		$\perp \downarrow$									10		Н	士		士			士			
134 135	国籍地域	0	国籍	Х	3	<u>住登外外国人のとき管理される項目</u> 外国人の国籍・地域 外国人に与えられた在留資格																10											
136 137	在留の資格 在留期間	0	在留資格(住登	X	3 7	外国人に与えられた在留資格 外国人に与えられた在留期間	+					+	+				$\vdash$			-		10 10		H	+		+		-	+	$\frac{1}{1}$		
138	<b>上</b> 在留終了年月日			日付情報		在留期間の終了年月日																10			#		#			#			
139 140	通称名 アルファベット氏名			氏名情報 X	104	外国人の通称名 外国人のアルファベット氏名				$\Box$		$\downarrow$	$\parallel \parallel$									10			士		士		$\downarrow$	士			
141 142	漢字併記氏名 登録の異動年月日			│ N 日付情報	100	漢字併記が許可されている場合の漢字氏名 住基・外国人・住登外の別に依らない本来の住民となった異			+	++	$\dashv$	+	++	+	$\vdash \vdash$	+	$\vdash \vdash$	+		-		10 10	+	++	+	$+ \parallel$	+	+	+	+	++		
143			1	日付情報	+	動の日付 ※資料「業務1-1 標準仕様の読み方」を参照 住基・外国人・住登外の別に依らない本来の住民となった届	1 1	$\vdash$	+	++	+	+	++	+	$\vdash \vdash$	+	$\vdash \vdash$	+		+	+	10	+	H	+	+	+	+	+	+	$\vdash \vdash$		++
144	消除の異動年月日			日付情報	_	出の日付 ※資料「業務1-1 標準仕様の読み方」を参照  当該自治体から消除された異動の日付 ※資料「業務1-1 標			$\blacksquare$			-	$\downarrow \downarrow \downarrow$							-		10		$\blacksquare$	_		<u></u>		_	+			
						当該日海体がら海除された美勤の日内   ※資料「業務1-1 情   <u>準仕様の読み方」を参照</u>   当該自治体から消除された届出の日付   ※資料「業務1-1 標																10			_		_			<u> </u>			
145				日付情報		国該自治体から消除された画面の自有 ※貝科「未務」「 情 準仕様の読み方」を参照																10											
147				Х	15	自治体内で個人(法人を含む)を識別する番号				I																	1						
148 149	│ 相当年度	0	異動区分	Х	4 2	<u>賦課の対象となる年度(課税すべき年度)</u> 連携するデータが新規に連携するデータなのか、変更データ			+	I		+	+	_											+	-	<u> </u>		-	+			
150	更正年月日	$\coprod$	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	日付情報	$\perp$	なのかを判断する区分 賦課更正を行った年月日			_			_	1 1	_						_					$\perp$		_			_			
151	更正事由	0	更正事由 課税非課税区分	X	1	性民税の更正事由を表すコード(決定、更正、取消等) 課税か非課税かを区別するコード																		Ш	士		丰			$\perp$			
152	課税非課税区分 非課税区分	0	□ 課稅非課稅区分 非課稅区分	X	2	非課税の種類(理由)を表すコード																			$\pm$								
154 155	未申告区分 <del>- 申告済み区分</del>	0	未申告区分 有無	X	1 1	未申告者であるかを表すコード 							+												+		+			+			
<del>156</del>	- 課税の有無 市区町村民税額情報	Ŏ		X \$9	13	本人が非課税の対象となっているかを表す区分 市区町村民税(県民税除く)の総額(市区町村民税均等割額																			#		#		1	#			
157					10	+市区町村民税所得割額) 地方税法第292条第1項第1号。地方税法第323条に規定する市				I		_	$\perp \perp$	_											$\perp$		I .			$\blacksquare$			
158	市区町村民税均等割額			\$9	13	地方祝法第292余第1項第1号。地方祝法第323余に規定する市   <u>区町村民税の減免があった場合は、減免後。</u>  地方税法第292条第1項第2号。 <del>同地方税</del> 法第323条に規定する				I																	I						
159	市区町村民税所得割額 住宅借入金等特別税額控除額			\$9 \$9	13	地方税法第292条第1項第2号。同地方税法第323条に規定する   市区町村民税の減免があった場合は、減免後。 <del>同法第314条 の7(外国税額控除)及び同法附則第5条第2項(配当控除) の規定は適用しない</del>  地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2に規定される税額控																											
161		_		S9 S9		除の金額	$\sqcup$		_	$\coprod$	$\downarrow$	$\perp$	$\perp \downarrow$	$\bot$			$\sqcup$	$\perp$		$\perp$		$\square$		$\square$	$\perp$	$\perp \! \! \perp \! \! \mid$	$\perp$	$\perp \downarrow$	$\downarrow$	_	$\sqcup$		
162 163	<ul><li>寄附金税額控除額</li><li>外国税額控除額</li><li>配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額</li></ul>	_		\$9 \$9	13 13 13	地方税法第314条の7に規定される税額控除の金額 地方税法第314条の8に規定される税額控除の金額 地方税法第314条の9に規定される税額控除の金額						+				+									+		+		+	+			
164 165	配当控除額 一市町村民税所得割額(税額控除			\$9 <del>\$9</del>	13 13	地方税法附則第5条に規定される税額控除の金額 納税義務者に課税した年税額の内の市町村民税所得割額を指		$\blacksquare$	1	$\Pi$	7	7	$\square$	$\blacksquare$	$\Box$	1	H	7		7			7	$\Box$	+	$\blacksquare$	$\mp$	$\prod$	干	+	$\Box$		
166	<del>後)</del>	_		\$9		定する。減免等後の値 納税義務者に課税した年税額の内の市町村民税所得割額を指			+	++	+	+	+	+	$\vdash \vdash$		$\vdash$	+		+	+	$\vdash \vdash$		H	+	+	+	++	$\dashv$	+	++		
167	市町村民税均等割額(減免前)	-		\$9		<u>定する。減免前の値</u>  納税義務者に課税した年税額の内の市町村民税均等割額を指	1 1		+	++	+	+	+	+	$\vdash \vdash$		$\vdash \vdash$	+		+	+			+	+	+	+	+	+	+	++		
168	都道府県民税所得割額	-		\$9		定する。減免前の値  納税義務者に課税した年税額の内の道府県民税所得割額を指	1 1		+	++	$\dashv$	+	+	-	$\vdash \vdash$	_	$\vdash$					$\square$		+	+	$+ \parallel$	$\perp$	+	$\dashv$	+	$\vdash \vdash$		
169				\$9	12	定する。減免等後の値 納税義務者に課税した年税額の内の道府県民税均等割額を指			$\bot$	$\sqcup$	$\perp$	$\bot$	$\downarrow \downarrow \downarrow$	$\perp$	$\sqcup$	-	$\sqcup$	$\bot$		$\perp$	+			$\square$	$\bot$	$\parallel \parallel$	$\bot$	$\downarrow \downarrow$	$\perp$	$\bot$	$\Box$		+
170						定する。減免等後の値				$\sqcup$	$\perp$	$\perp$	$\perp \downarrow$	$\perp$		_				$\perp$					$\bot$	$\perp \! \! \perp \! \! \mid$	$\perp$	$\perp \downarrow$	$\perp$	$\bot$	$\sqcup$		
1/0	一市町村民税住宅貸入金等特別控除 額			\$9	11	地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2に規定される税額控 除の金額	$\sqcup$		$\perp$	$\coprod$		$\perp$	$\coprod$	$\bot$			Ш					Ш		$\square$	$\perp$	$\perp \! \! \perp \! \! \mid$	$\perp$	$\perp \downarrow$	$\perp$	$\perp$	$\coprod$		
<del>1/1</del> <del>172</del>	市町村民税_寄付金控除 一市町村民税外国税控除額 一市町村民税配当控除額			99 99	11 11	地方税法第314条の7に規定される税額控除の金額 地方税法第314条の8に規定される税額控除の金額 地方税法附則第5条第3項に規定される税額控除の金額				$\Box$	$\pm$	$\pm$	$\pm \pm$												$\pm$	$\pm \parallel$	$\pm$		$\pm$	$\pm$			
173 174	I 減免税額			\$ <del>9</del> \$9	11 13	減免を受けている場合その合計額						$\perp$																		<u> </u>			
175 176	所得税確定申告書の提出の有無 住民税申告書の提出の有無	0	有無 有無	X	1	所得税確定申告書の提出の有無 住民税申告書の提出の有無	$\square$		1	$\square$	$\dashv$	+	$\square$			-								$\Box$	4	$\blacksquare$	$\mp$	$\prod$		$\mp$	$\Box$		
177	総合分	Ĭ	13705	20	12	総合課税の対象になる所得																			4		#			+			
178 179	営業等所得額 農業所得額		1	\$9 \$9	13	肉用牛の売却による所得(免税対象の所得)を含む						$\perp$					Ш								士		士			士	$\Box$		

	インタフェース	仕村	様(ユニット)	)		業務ユニット番号:19 										1	業務ニ	ユニッ	/ト名	i :俊	建康馆	管理										
			コード												ユニッ	ト(業剤	务)												外部			
NO	情報名	CD	コード名	データ型	桁数	項目説明	1 住民基本台帳	2 印鑑登録	5 固定資産税	6個人住民税	7 长人主民兑8 軽自動車税	9 収滞納管理	10 11 国民健康保険	2 章害者富业 8 13 後期高齢者医療	14 介護保険	16 生活保護	7 礼力見医療18 ひとり親医療	19 2 京学	0 21 戸籍	23児童扶養手当	30 150 150 150 150 150 150 150 150 150 15	0 才務 34十	52   53   55   55   25   25   25   25	90電子申請	91 電子申告 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	住民・	医療機関	従事者	民生委員等	ト隻を方国・都道府県		
180	不動産所得額 利子所得額			S9	13		Ħ		П																							
181 182 183 184 185	村子所得額 株式配当所得額 証券投資配当所得額 外貨建配当所得額 配当控除無配当所得			\$9 \$9 \$9 \$9 \$9	13 13 13 13 13	市配当控除が1.6%地方税法附則第5条第3項第1号の配当所得市配当控除が0.8%地方税法附則第5条第3項第2号の配当所得市配当控除が0.4%地方税法附則第5条第3項第3号の配当所得市配当控除が0%地方税法附則第5条第3項第1号~第3号以外の配当所得																										
186	給与所得額			\$9		税法上の給与控除額を超える特定支出控除がある場合は、そ  の控除後の額																										
187	公的年金等雑所得額 その他雑所得額			\$9 \$9	13	公的年金等の雑所得の対策を	+		+				++																		$\vdash$	
188 189	その他雑所得額 雑所得合計額			\$9	13	公的年金等以外の雑所得 (公的年金等雑所得額一公的年金等控除額) +その他雑所得	+	$\top$		$\top$	$\top$						$\top$		$\dagger \dagger$			$\dagger \dagger$		$\top$		+					$\sqcap$	$\dagger \dagger$
190 191 192 193 194 195	短期譲渡所得額 長期譲渡所得額 一時所得額 譲渡一時所得額 総所得金額 非課税配当所得			\$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9	13 13 13 13 13 13	額「公的年金等雑所得額」+「その他雑所得額」 特別控除後の金額 特別控除後損益通算前1/2前の金額 特別控除後損益通算前1/2前の金額 総合課税の譲渡所得と一時所得内で損益通算した金額 地方税法第32条第1項、第313条第1項 住民税課税対象外の配当所得。平成16年度以降の場合は、																										
196	配当割額			S9	13	セットされない。 所得割額から控除する配当割額控除額を算出するための基となる額。 特定配当等に関する所得の金額×3%																										
197 198	給与収入額 給与主たる収入額			\$9 \$9	13 13	給与主たる収入額+給与一般収入額+給与専従者収入額 特別徴収分(特徴給報)の給与収入額(給与収入額の内数)			+	_																						
199	給与一般収入額			\$9	13	「給与主たる収入額」、「給与専従者収入額」以外の給与収																										
200	給与専従者収入額			\$9	13	入額(給与収入額の内数) 専従者本人が給与として得た金額のうち事業専従者控除として3000円数																										
201	公的年金等収入額			S9	13	て認められた金額(給与収入額の内数) 国民年金・厚生年金・共済年金などの収入額。(公的年金等				I																ļ.						$\mathbf{H}$
202	特定支出控除額			\$9	13	控除前) 給与所得者が特定支出をした場合、その年の特定支出の合計 額のうち、給与所得控除額を超える分の金額。給与所得者の 特定支出控除の金額																										
203 204	総合短期特別控除額			\$9 \$9	13	鐘渡短期所得類において    惣除された特別惣除類			$\blacksquare$																							
205 206	総合長期特別控除額 一時所得特別控除額			\$9	13	譲渡長期所得額において、控除された特別控除額 一時所得額において、控除された特別控除額 免税対象肉用牛の売却により生じた所得																										
206	免税対象肉用牛所得			S9	13	免税対象肉用牛の売却により生じた所得	+		+				+	$\perp$					$\perp$		$\perp$	+		-	lacksquare			$\perp$			$\vdash$	4-4
207 208	免税対象外肉用牛所得 事業所得額			\$9 \$9	13	免税対象外の肉用牛の売却により生じた所得 事業所得額を指定			+																						$\vdash$	+
209	農業所得額(特例肉用牛所得含			\$9	13	「営業所得額」+「農業所得額」+「免税対象外肉用牛所 特例肉用牛所得を含む農業所得	${}^{++}$	+		+	+		+	+			+					+		+	+						$\vdash$	+
210	<del>む)</del> 配当所得額(総合 <mark>課税</mark> )			\$9	13					+																						
211	讓渡所得額(総合 <mark>課税</mark> )			\$9	13	当所得額」+「配当控除無配当所得」 「長期譲渡所得額」+「総合長期特別控除額」+「短期譲渡 所得額」+「総合短期特別控除額」			$\parallel \parallel$		+		++	+					+		+	+		+				$\dagger \dagger$				H
212 213	長期譲渡所得額(特別控除前) 短期譲渡所得額(特別控除前)			S9 S9	13	「短期譲渡所得額」+「総合短期特別控除額」	H							+			+		+			+		+								+
214	分離分					課税総m得(総合課税の対象になるm得)とは別計算されて																										
215	分離短期土地等事業・雑所得額			S9	13	課税される分 地方税法財則第33条の3第1項																										
216 217	分離短期譲渡一般所得額 分離短期譲渡軽減所得額			\$9 \$9	13	特別控除前の金額。一般の短期譲渡所得  特別控除前の金額。国または地方公共団体に対する土地等の	+	+	+	+	+	$\vdash \vdash$	++	++	-	$\vdash \vdash$	+		++	$\vdash$	+	+	-	+	+ +	+	$\vdash$	+		++	$\vdash \vdash$	+
					1.5	譲渡に係る所得	$\sqcup$	$\perp$	$\sqcup$	$\perp$	$\perp \!\!\! \perp \!\!\! \perp$	$\sqcup$	$\perp \downarrow \perp$	$\perp \downarrow \downarrow$	_		$\perp$		$\bot$			$\bot$		$\perp$	$\square \!\! \! \! \! \! \! \! \perp$	$\perp$			$\perp$	$\downarrow \downarrow$	$\vdash$	$\perp \perp \mid$
218 219	分離長期譲渡一般所得額 分離長期譲渡特定所得額	$\vdash$		S9 S9	13	譲渡に係る所得 特別控除前の金額。一般の長期譲渡所得 特別控除前の金額。優良住宅地等に係る長期譲渡所得 特別控除前の金額。居住用財産の長期譲渡所得	++	+	+	+		$\vdash$	++	+	-	++	+		+	$\vdash$	+	+	+	+	╁╫	+		+	+	+	$\vdash$	+
220 221	分離長期譲渡特定所得額 分離長期譲渡軽課所得額 山林所得額			\$9 \$9	13	特別控除前の金額。居住用財産の長期譲渡所得 特別控除前の金額	H			1			$\perp$	$\dashv$										1							$\vdash$	$\blacksquare$
222	山林所得額 分離退職所得額			S9	13	特別控除肌の金額  特別控除後、1/2後の金額		上	且													丗							$\perp$			
223	先物取引所得額 上場株式等配当所得額 未公開株式等譲渡所得額	$\Box$		\$9 \$9	13		$+ \top$	$\perp$	+ 1	$\perp$	$+ \exists$	oxdot	$+ \mp$	$+ \mp$	$\perp$	$\vdash \vdash$	+		$+ \exists$		+	$+ \exists$		+	$oxed{\mathbb{H}}$			$+ \blacksquare$		$+ \overline{1}$	$\vdash\vdash$	+
224	<u>上场怀式寺能当所侍祖</u> 未公開株式等譲渡所得類			\$9 \$9	13		++	+	+	+	+	$\vdash$	++	++	-	$\vdash \vdash$	+		++		+	++		+	╁┼		$\vdash$	+		++	$\vdash$	+-
226	上場株式等譲渡所得額			S9	13								$\dashv \uparrow$																		二	口
227 228	株式等譲渡所得割額 条約適用利子等所得額			\$9 \$9	13	相当年度が平成15年度以前の株譲渡所得											$\pm$					$oldsymbol{ol}}}}}}}}}}}}}}}}}}$										
229 230	条約適用配当等所得額 分離短期一般特別控除額 分離短期軽減特別控除額			\$9 \$9	13 13	   「分離短期一般譲渡所得額」から控除される特別控除額   「分離短期軽減譲渡所得額」から控除される特別控除額	$\coprod$	$\pm$		$\pm$							$\pm$					+		$\pm$								
231	分離短期軽減特別控除額			S9	13	「分離短期軽減譲渡所得額」から控除される特別控除額	$\perp \perp$		Ш			Ш		ШΤ					$\Box$													

	インタフェース	仕村	<b>様(ユニット)</b>			業務ユニット番号:19											業務.	ユニッ	ト名	:健	康管	理									
			コード												ユニッ	ト(業	務)											外部	ß		
NO	情報名	CD	コード	データ型	桁数	項目説明	1 住民基本台帳	2 印鑑登録	5 固定資産税	6個人住民税	7 长人主民党 8 軽自動車税	9 収滞納管理	10 国民健康保険	12 障害者福祉	1 1	16 生活保護	17 乳幼児医療	19 20 京学 理	0 21 大 戸	23 児童扶養手当	50 財務会計	51 庶務事務	52 53 大事給与 理	90 97 電子申請	中間サーバー	住民機関	保健師	<b>従事者</b> 民生委員等	介護予防	付	
232	分離長期一般特別控除額			\$9	13	「分離長期一般譲渡所得額」から控除される特別控除額																									
233 234 235 236 237	分離長期一般特別控除額 分離長期特定特別控除額 分離長期軽課特別控除額 山林所得特別控除額 山林所得額(特別控除後) 譲渡所得額( <del>分離課税</del> 申告分 離)			\$9 \$9 \$9 \$9 \$9	13 13 13 13 13	「分離長期特定譲渡所得額」から控除される特別控除額 「分離長期軽課譲渡所得額」から控除される特別控除額 「山林所得額」からから控除される特別控除額 「山林所得額」ー「山林所得特別控除額」 「分離長期譲渡一般所得額」+「分離長期譲渡特定所得額」 +「分離長期譲渡軽課所得額」+「分離短期譲渡一般所得額」																									
238	長期譲渡所得額(分離課税) 特別控除額(長期譲渡所得)			S9 S9	13	「分離長期譲渡一般所得額」+「分離長期譲渡特定所得額」 +「分離長期譲渡軽課所得額」 「分離長期一般特別控除額」+「分離長期特定特別控除額」 +「分離長期軽課特別控除額」 「分離短期譲渡一般所得額」+「分離短期譲渡軽減所得額」																						+			
240	短期譲渡所得額(分離課税)			S9	13	「分離短期譲渡一般所得額」+「分離短期譲渡軽減所得額」	H	$\downarrow$	$\Box$																	1		#	井		
241 242	特別控除額(短期譲渡所得) 株式等譲渡所得額(申告分離)			S9 S9	13 13	<u>□ 7 離                                  </u>																							廿		
243 244 245 246	<u>合計所得金額</u> 総所得金額等の額 繰越純損失額			\$9 \$9 \$9 \$9 \$9	13 13 13 13 13	「分離短期一般特別控除額」+「分離短期軽減特別控除額」 「未公開株式譲渡所得額」+「上場株式譲渡所得額」 地方税法上の合計所得金額(分離退職所得は除く) 繰越控除後の合計所得金額(分離退職所得は除く)																									
248	繰越先物損失額			S9	13																								茸		
249 250	<u>繰越居住用損失額</u> 居住用損失額			\$9 \$9	13	 現年分の長期譲渡所得の内、総合分と損益通算可能な金額	++	+	+	+	++		+		+	+			+		+	$\vdash$		$\vdash\vdash$	╂┼	-	++		++		+ + +
251 252 253 254 255	本人専従者区分 専従者給与控除額 <del>専従者控除額配偶者</del> <del>専従者控除額その他</del>	0	本人専従者区分	X S9 S9 S9 S9	1 13	本人が専従者がを表す区分 専従者への支払額 配偶専従者への支払額 その他専従者への支払額 「繰越純損失額」+「繰越居住用損失額」+「繰越株式損失額」+「繰越株式損失額」+「繰越先物損失額」																									
256	課税標準額			20	10	課税の対象となる金額																									
257 258 259 260 261 262 263	総所得金額 短期土地等事業・雑課税標準額 短期一般譲渡課税標準額 短期軽減譲渡課税標準額 長期一般譲渡課税標準額 長期特定譲渡課税標準額 長期軽課譲渡課税標準額			\$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9 \$9	13 13 13 13 13	所得金額から所得控除の合計額を差し引いた金額. 分離短期土地等事業・雑所得額の課税対象となる金額 分離短期一般譲渡所得額の課税対象となる金額 分離短期軽減譲渡所得額の課税対象となる金額 分離長期一般譲渡所得額の課税対象となる金額 分離長期特定譲渡所得額の課税対象となる金額 分離長期軽課譲渡所得額の課税対象となる金額 分離長期軽課譲渡所得額の課税対象となる金額																									
264 265 266	山林課税標準額 先物取引課税標準額 上場株式等配当課税標準額			\$9 \$9 \$9	13	山林所得額の課税対象となる金額 <u>先物取引所得額の課税対象となる金額</u> 上場株式配当得額の課税対象となる金額 (上場株式の配当、譲渡所得の軽減税率廃止に伴い、平成27 年度以降は設定不要)																									
267	未公開株式等譲渡課税標準額			\$9 		未公開株式譲渡所得額の課税対象となる金額 (上場株式の配当、譲渡所得の軽減税率廃止に伴い、平成27 年度以隆は上場株式の配当、譲渡所得分も含めて設定) 上場株式譲渡所得額の課税対象となる金額																									
260	上場株式等譲渡課税標準額 			\$9  \$9		上場株式譲渡所侍額の課税対象となる金額   (上場株式の配当、譲渡所得の軽減税率廃止に伴い、平成27   <u>年度以降は設定不要)</u>  相当年度が平成15年度以前の株譲渡所得に対する課税標準額					$\parallel \parallel$																				
270	所得税		(7) G III W ( )	\$9 \$9	13	均等割額+所得割額所得税の金額			$\Box$		$\pm 1$																	$\pm$	廿		
271	経過措置フラグ	$ \circ $	経過措置フラグ	Х	1	老年者の非課税措置廃止に伴う住民税経過措置の対象者かを 表すフラグ	1 1																								
272				\$9	13	「総所得額」+「短期土地等事業・雑課税標準額」+「短期一般譲渡課税標準額」+「短期軽減譲渡課税標準額」+「長期一般譲渡課税標準額」+「長期特定譲渡課税標準額」+「長期軽課譲渡課税標準額」+「上場株式配当課税標準額」+「未公開株式譲渡課税標準額」+「上場株式譲渡課税標準額」																									
273 274	<u>控除情報</u> 雑損控除額			\$9	13	前年中、災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた																									
275	医療費控除額	$\ \cdot\ $		S9	13	場合の控除相当額 前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために医療費	++	+	++	+	++	$\mid \cdot \mid$	+		++	+			++			$\vdash$		$\vdash \vdash$	$\  \cdot \ $	+	++	-	++		
276	社会保険控除額			\$9	13	を支払った場合の控除相当額 前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために社会保 険料(国民健康保険、国民年金など)を支払った場合、支 払った額	1 1																					<u></u>			

		インタフェース	仕柞	様(ユニット)	)		業務ユニット番号:19										;	業務二	ユニッ	卜名	: 健	康管	理									
				 ⊐ード												ユニッ	ト(業	務)											外部	ß		
N	0	情報名	CD		データ型	桁数	項目説明	1 住民基本台帳	2 印鑑登録	1 1	7 法人住民税	8 軽自動車税	9 収滞納管理	11国民年金	12 障害者福祉 13 後期高齢者医療	14 介護保険	16 生活保護	17 乳幼児医療 18 ひとり親医療	19 20 放	21 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	23 児童扶養手当	50 財務会計	51 庶務事務	52 人事給与 理	90電子申請	中間サーバー	住民機関	保健師	従事者民生委員等	介護予防	守	
2	7	小規模企業共済等掛金控除額			S9	13	  前年中、小規模企業共済法の規定による第1種共済契約の技  金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合、	H		П		$\dagger \dagger$		$\dagger \dagger$						$\dagger \dagger$						╫	一	$\forall$	十	$\sqcap$		
2	8	生命保険住民税控除額			\$9		支払った額  受取人が本人か配偶者又は親族となっている生命保険契約・  個人年金保険契約などで、支払った額(支払った保険料─酉	3																					_			
2	9	地震保険住民税控除額			S9	13	当を受けた金額)により控除される金額。 本人若しくは本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの人の有する生活用不動産を保険若しくは共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害によりこれら資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った額の合計額の2分の1に相当する額。平成18年末までに終結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料に適用される従前の損害保険料控除も含む。																									
2	30	寄付金住民税控除額			S9	13	共同募金会、日本赤十字社への募金、または都道府県・市区町村に対する寄付を行った場合の控除相当額。平成21年度以																									
2	1	障害者控除額			S9	13	<u>降分の場合はセットされない。</u> 本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合の哲			H		$\dagger \dagger$											H			$\parallel$	$\Box$	$\dagger \dagger$		$\dagger \dagger$		
2	32	老年者控除額			S9	13	除額合計  本人、控除対象配偶者又は扶養親族が老年者である場合の担  除額合計。平成18年度以降分の場合はセットされない。	2		$  \cdot  $				$\dagger \dagger$												$\parallel$		$\dagger \dagger$	+	$\forall$		
2	34	寡婦控除額 勤労学生控除額			\$9 \$9	13	<u>寡婦に該当する場合、その控除額</u> 前年中、自己の勤労に基づく給与所得が有り、合計所得金額 が65万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得の合計 額が10万円以下の場合、その控除額	Į.																								
2	15	配偶者控除額 配偶者特別控除額			\$9 \$9	13 13	配偶者控除に該当する場合、その控除額 配偶者特別控除に該当する場合、その控除額	$\blacksquare$		$\blacksquare$																		1	#	$\Box$		
2	37	扶養控除額			\$9 \$9	13	扶養控除の対象となる親族がいる場合、その控除額の合計	$\Box$																				1	#			
2 2	10	基礎控除額 控除計 控除対象配偶者区分	0	控除対象配偶者区 分	S9	13	基礎控除額 控除額の合計。「雑損控除額」から「基礎控除額 」までの 配偶者控除の区分																						$\pm$			
2	2	同居老人扶養人数 老人扶養人数			9	2	老人扶養親族(同居老親等)の数 老人扶養親族の数																					$\blacksquare$				
2	4	一般扶養人数 特定扶養人数			9	2	一般扶養親族の数 特定扶養親族の数	++	+	H	+	++	+	+			H	+		++	-	+	$\vdash$		++	+	$\vdash \vdash$	++	+	++		
2	5 6 —	年少扶養人数 16歳以上19歳未満扶養者数			9	2 2	16歳未満の扶養親族の数   16歳以上19歳未満の数																						-			
2	17 18				9	2	同居特別障害者である扶養親族の数  特別障害者の数	$\prod$		$\prod$		$\prod$		+				_		+	$\blacksquare$							$\prod$	<del></del>	$\prod$		
2	9	普通障害者人数			9	2	一般の障害者の数																									
3	)1	本人情報 本人障害区分	0	本人障害区分	Х	1	本人が障害者であるかどうかの、障害であれば普通か特別か を表す区分	`																								
3	12	本人老年者区分 本人寡婦寡夫区分	0	有無 本人寡婦寡夫区分	X	1	を表す区分本人が老年者に該当するかどうかを表す区分本人が寡婦に該当するかどうか、該当する場合は、男性か女性かを表す区分本人が寡婦さるかどうか、該当する場合は、男性か女性がを表す区分本人が寡婦またはません。																					$\prod$	+			
3 3	)5	本人勤労学生区分 本人未成年区分 控除対象配偶者	0 0 0	有無 有無 有無	X X V	I 1	は寡夫に該当するかどうかを表す区分本人が勤労学生に該当するかどうかを表す区分本人が未成年に該当するかどうかを表す区分本人が決勝対象配偶者となっているかを表す区分																					#	#	$\parallel$		
3	7	投除对象即遇省 扶養控除対象 16歳未満扶養親族	ŏ	月無	X V	1	本人が控除対象配偶者となっているかを表す区分本人が扶養控除の対象となっているかを表す区分本人が16歳未満扶養親族の対象となっているかを表す区分	$\parallel \parallel$	+		+	$\ddagger$	+	+	+		$\Box$	+			+	+	H	+			井	井	#	井		
3	9 対	象者情報		1	↑ <b>丘</b> 夕桂却		一个八川   10   10   10   10   10   10   10   1																				0					
3	1	宛名情報 申込検診の種類	0		氏名情報 X	2																					0					
3	3	診結果情報 受診者氏名	_	.k4- □.1	氏名情報	1																					Į.		#			
3	5	受診者性別 受診者性用	0	性別	生年月日情報			目	$\perp$		$\pm$	$\pm \pm$	$\perp$	$\pm$				$\pm$		$\parallel \parallel$	$\pm$		H	$\pm$	$\Box$			丗	士	廿		
3	6 7	基本健康診査受診日 基本健康診査結果	0		日付情報X	2		$\coprod$	$\perp$			$\coprod$		$\pm \pm$			$\coprod$			$\coprod$	$\pm$		$\coprod$			$\bot$		丗	士	廿		
3 3 3	8 9	基本健康診査検診方式 基本健康診査健診形態 基本健康診査身長 基本健康診査体重	000		X X 9V 9V	1 1 3, 1 3, 1																					I   I   I		$\pm$			

		<b>工1</b> ※ (	Lニット)			業務ユニット番号: 19											業	務ユニ	ニッ	卜名	: 健原	東管:	理									
			_ <u> </u>				L						1	T T .	ユニ	ット	(業務)				. 1			- 1				1 1	外部			
NO	情報名		· 一ド名	データ型	桁数	項目説明	1住民基本台帳	2 印濫登録 4 選挙人名簿管理	5 固定資産税	6個人住民税7法人住民税	8軽自動車税	9 収滞納管理	10 国民健康保険	12 1 6 声音福祉 18 形成	者     医	15 児童手当	16 17 乳幼児医療	18 1 ひとり親医療 1 仮房管理	9 建度管理	戸籍 技	30 住登外管理	50 財務会計	51 5 庶務事務 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	2 53 文書管理	90 97 電子申請	1 中間サーバー	住民機関	保質師	<b>足生委員等</b>	介護予防	] Bind Fine	
322	基本健康診査肥満度・標準体重			9V	3, 1			+			$\Box$						+									$\blacksquare$	Ţ					Ħ
323 324	基本健康診査理学的所見 基本健康診査血圧(高) 基本健康診査血圧(低)	0		9	3																						I					
325 326	<u>基本健康診査血圧(低)</u> 基本健康診査総コレステロール値			9 9	3 4					+						-											I				++-	+
327	基本健康診査中性脂肪			9	4																						İ					
328	基本健康診査HDL-コレステ ロール			9	3																						I					
329	基本健康診査GOT			9	4																						I					
330 331	基本健康診査GPT 基本健康診査γーGPT			9	4																						I					
332 333	基本健康診査空腹時血糖			9 9V	4 2 1																					$\  \ $	I	+ T			+	$\Box$
334	基本健康診査尿酸 基本健康診査へモグロビンA1c			9V	2, 1							1															į				##	目
335 336	基本健康診査へマトクリット値 基本健康診査血色素			9V 9V	2, 1 2, 1			$\pm$		$\pm$	$\pm \pm$	_+	$\pm$				$\pm$				$\pm$			$\pm$		╁┤	I					$oxed{oxed}$
337 338	基本健康診査赤血球数			9 Y	l 4 l	其太健康診态民烩杏紅甲					+	-			$\Box$							$\square$				$\blacksquare$	I					$\square$
339	基本健康診査尿糖	0		X	1	基本健康診査尿検査結果 基本健康診査尿検査結果 基本健康診査尿検査結果																					İ					
340 341	基本健康診査尿潜血 基本健康診査血清クレアチニン	0	+	Х 9V	2, 2	基本健康診査尿検査結果	$\vdash$			+	++	-	-		+	-										$\parallel$		++			++-	+
342	基本健康診査心電図結果	0		X	2	基本健康診査検査結果																					I					
343 344	基本健康診査眼底結果 基本健康診査たばこ有無	0		X	1	基本健康診査検査結果																					I				$\pm \pm$	
345 346	甘木炼虫灸木咖烯十米			9 日付情報	2			-		+	+	-				_					+		+			$\blacksquare$	I	+			1	
347	C型肝炎ウィルス検査検診形態	0		X	1																						į				##	
348 349	<u>      C型肝炎ワイルス検査結果</u>	0		<u>х</u> Х	1		$\vdash$			+	++	-			+	-										+	I	+	+		++-	+
350 351	C型肝炎ウィルス検査HCVRN 男がん検診受診日	0		X 日付情報	1			-		+	++	_				_					-	$\vdash$	-			+	I	+			1	-
352	歴本健康診宜学程本数 C型肝炎ウィルス検査受診日 C型肝炎ウィルス検査結果 C型肝炎ウィルス検査HCV抗体 C型肝炎ウィルス検査HCV抗体 C型肝炎ウィルス検査HCVRN 胃がん検診受診日 胃がん検診結果	0		X	2																						į					
353 354	大腸がん検診受診日			X 日付情報			$\vdash$			+	++		-		+	-		Н								+	I	+	+		++-	+
355 356	便潜血検査(1回目)結果 便潜血検査(2回目)結果	0		Х	1					-	++	-															I	+			1	
357	大腸がん検診方式 胸部エックス線受診日	Ŏ		X	1																						į					
358 359	<u>胸部エックス線受診日</u> 胸部エックス線結果	0		日付情報 X	2		$\vdash$			+	++	-	-		+	+	-									+	I	+			++-	$\forall$
360 361	<u>胸部エックス線検診方式</u> 喀痰細胞診検査日	0		X 日付情報	1						+	_															I	+				
362	喀痰細胞診検査結果 喀痰細胞診検査検診方式	0		X	2						$\Box$															$\parallel \parallel$	İ	$\dagger \dagger$			##	Ħ
363 364	子宮がん検診(頸部)受診日			X 日付情報																												
365 366	子宮がん検診(頸部)結果 子宮がん検診(頸部)検査方式	00		Х	2		$+\Gamma$		+	+	$+ \mp$	-		$+ \mp$	$+ \overline{1}$						+	$oxed{+}$				$\lVert - \rVert$	I	$+ \overline{+}$	$-\parallel$		+	$\vdash$
367	子宮がん検診(体部)受診日			日付情報	,										$\downarrow \downarrow \downarrow$												į	##			##	口
368 369	子宮がん検診(体部)結果 子宮がん検診(体部)検査方式	00		Х	1																											
370 371	乳がん検診受診日 乳がん検診結果			日付情報 X	2		$\vdash \vdash$	+	+	+	$+ \mp$	-	+		$+ \exists$	$-\Gamma$						$oxed{+}$				$\lVert - \rVert$	I	$+ \mp$	$+ \exists$		++-	H
372	乳がん検診方式	0		Х Х	1																						į				##	口
373 374	<u>歯科・歯周疾患検診受診日</u> 歯科・歯周疾患検診結果	0		日付情報 X	2																											$\coprod$
375 376	歯科・歯周疾患検診結果 骨粗しょう症検診受診日 骨粗しょう症検診結果	0		日付情報 X	2		+		$oxed{\top}$	-	$+ \mp$	$\mp$	-	$+ \mp$	$+ \exists$	$\top$	-			$\Box$	+	H		+		$\!$	I	$+ \mp$	+		+	$\dashv$
377	<b>案</b> 内通知			Λ																							0					
378 379	精検結果情報																										I I					
380 381	個人番号 受診者氏名			X 氏名情報	12	番号制度で個人を管理する番号					+				+											$\blacksquare$	I				+	$ \downarrow \downarrow $
382	受診者性別	0 1	性別	Χ	1		H																				İİ	##			##	Ħ
383 384	受診者生年月日 胃がん検診精検結果 大腸がん検診精検結果 胸部エックス線精検結果	0		生年月日情報 X	2			$\pm$		$\pm$	$\pm \pm$	_+	$\pm$				$\pm$				$\pm$			$\pm$			<u> </u>					$\blacksquare$
385	大腸がん検診精検結果	0		Х	2										$\Box$											$\blacksquare$	I I	+				$\square$
387		0 0 0 0		X	2						+	$\perp$														$\parallel \parallel$	İİ				##	目
388 389	喀痰細胞診検査精検結果 子宮がん検診(頸部)精検結果 子宮がん検診(体部)精検結果			Х Х	2 2		$\vdash$	+	$\vdash$	+	++	+	+	++	++	+	+			$\vdash$	+	$\vdash$	+	+		$\lVert \cdot \rVert$	1   I I   I	++	+	+		$\vdash$

インタフェース化	士様(ユニット	)		業務ユニット番号:19										ヺ	美務コ	ニニッ	ト名	:健	康管	理									
	コード											٦	ニット	、(業務	务)											外剖	ß		
NO 情報名	ロ コード名	_ データ型	桁数	項目説明	1 住民基本台帳	2 印鑑登録	1 1	7 法人住民税	8 軽自動車税	9 収滞納管理 保険	11国民年金	13 後期高齢者医療	14介護保険	16 生活保護	7 しか記述 聚 18 ひとり親医療	19 2 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京	21 戸籍	23 児童扶養手当 23 日登外管理	50 財務会計	51 5 庶務事務	52   53 文書管理	90 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 電子甲号 バー	住民	医療機 調	(	介護予防	   13    <u> </u> 13    14	
	0	Х	2																				+	Ι	I				
391       生活機能評価         392       受診者氏名		氏名情報																		H					I		0		
393 受診者性別 (	0	Х	1						$\perp$						$\Box$		$\Box$			$\Box$			1		I		0		$\Box$
394 受診者生年月日 395 基本チェックリスト N o 1 回答 (	0	生年月日情報 X	1				H	-			+ + -				+		+					++	+		I	$\vdash$	0	+ +	+
395 基本チェックリスト No1回答 (396 基本チェックリスト No2回答 (397 基本チェックリスト No3回答 (397 基本 A) (397 A) (397 A) (397 A) (397 A) (397 A) (397 A) (397 A) (397 A) (39	0	X	1				$\vdash$								+		+						-		I		0		
398 基本ナェックリスト No 4 回合 [(	01	X	1												$\pm \pm$					二		廿	士		Ī		0		力
399 基本チェックリスト No5回答 (400 基本チェックリスト No6回答 (	0   0	X X	1 1		-	_	$\vdash$	+	++		++	++	+		++		++	_	+	$\vdash$	-	$\vdash$	+	+	I I	$\vdash\vdash$	0		+
【4 <b>01</b> ■ 基本チェックリスト No7回答 I(	O I	X	1																			$\Box$	1		I		0		
402       基本チェックリスト No8回答 (403)         基本チェックリスト No9回答 (403)	0	X X	<u>                                     </u>		_+	$\pm$		$\pm$	$\pm \pm$						╁┤		$\pm +$		$\pm$		$\pm$	${f f f f f f f f f f f f f $	ightharpoonup		I		0	$\pm +$	
404       基本チェックリスト No 1 0回 (         405       基本チェックリスト No 1 1回 (	01	X	1		$\dashv$	$\blacksquare$	$\Box$	-	$+ \Box$			$+ \mp$	+		$+\Box$		$+ \mp$			+		$+$ $\top$	+	$\Box$	I	$\Box$	0		$+\overline{1}$
406 基本チェックリスト No12回 (	0	X	1												丗					二		茸	世		Ī	世	0		力
407       基本チェックリスト No 1 3 回 (         408       基本チェックリスト No 1 4 回 (	0	X	1 1		+		$\vdash$	+	++	+	++	++	+		++		++		+	$\vdash$		$\vdash$	╫		<u> </u>	$\vdash\vdash$	0	++	++
409 基本チェックリスト No 15回 (	0	X	1												$\perp \perp$							$\Box$	1		I		0		
410       基本チェックリスト No 1 6回 (         411       基本チェックリスト No 1 7回 (	01	X	1 1		$\dashv$		$\vdash$	+	++	+	++	+	+		+		++			$\vdash$		++	+		I	$\vdash$	0	++	++
412 基本チェックリスト No 18回 ( 413 基本チェックリスト No 19回 (	0	X	1		4		$\Box$								$\Box$		$\Box$					$\Box$	4		I		0		$\blacksquare$
414 基本チェックリスト No20回 (	0	X	1																	世		世			I		0		
415 基本チェックリスト No21回 ( 416 基本チェックリスト No22回 (	0	X	1 1			-	+	_	+			+	+		++		++			$\vdash$		++	#		I I	$\vdash\vdash$	0		+
416 基本チェックリスト No21回( 416 基本チェックリスト No22回( 417 基本チェックリスト No23回( 418 基本チェックリスト No24回( 419 基本チェックリスト No25回( 420 血清アルブミン値	0	X	1		1										$\Box$							ፗ	1		Ī		0		
418 <u>基本チェックリスト No24回(</u> 419 基本チェックリスト No25回(	0	X	1 1		+		$\vdash$	+	++	+	++	++	+		+		++			$\vdash$		++	+		I	$\vdash$	0		+
420 血清アルブミン値 421 口腔内視診判定 (		9V v	2, 2		-	_	$\vdash$	+							+		+	_				$oxed{oxed}$	$\blacksquare$		I		0		$\blacksquare$
	0	X	1																	口					Ī		0		
423 検診申込 424 氏名		氏名情報																		H			-	Ī					
424     氏名       425     性別       426     生年月日	0	X	1		4				$\Box$				$\blacksquare$		$\Box$		$\Box$			H		$\Box$	1	I			$\Box$		$\Box$
427 住所		生年月日情報 住所情報																		世		世		I			世		
428 申込検診名 429 非課税証明書		N	10																					I					
429 非課税証明書 430 生活保護受給証 431 後期高齢受給証																								I					
432 健診結果情報																								1	I				
433 受診日 434 受診医療機関 (	0	日付情報	10		+	+	$\vdash$	+	++	+	++	++	+		++		++	-	+	$\vdash$	+	++	#	$\vdash$	1   I	$\vdash\vdash$	++	++	+
<b>化5</b> 健珍特里 (1)	0	X	2		_	$\perp$		$\bot$	$\perp$						$\Box$		$\mp$		-	$\Box$		H	#		I		$\Box$	11	$\Box$
436 1歳6ヶ月児健診受診日 437 1歳6ヶ月児受診医療機関 ( 438 1歳6ヶ月児健診結果 ( 439 3歳児健診受診日 ( 440 3歳児健診受診医療機関 (	0	日付情報 X	10		$\pm$	士	廿	士	$\Box$	$\pm$			+		$\pm \pm$		$\pm \pm$			廿		廿	士		I		廿		丗
438 1歳6ヶ月児健診結果 (439 3歳児健診受診日 (439 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0	│ X 日付情報	2		+		$\vdash$	+	+						++		+			$\vdash$		++	$-\parallel$		I	$\vdash\vdash$	++		++
440 3歳児健診受診医療機関 (	0	X	10		寸	丰	Ħ	丰	$\Box$	丰		Ħ	$\Box$		$\Box$		##			口		$\Box$	#	Ħ	Ī		$\Box$	11	$\blacksquare$
441 3 威児健診結果 (442 好婦届出	0	X																						I	1				
443 個人番号		X 氏名情報	12	番号制度で個人を管理する番号	$-\Gamma$	-	$\prod$	+	$+ \top$	-	$+ \overline{+}$	$+ \mathbb{F}$	$+\Box$		$+ \mathbb{I}$		$+\top$		+	+		+	+	I		+	+	$+ \top$	+
444 民名 445 届出週数		9	2		$\perp$	$\perp$		士		$\downarrow$					$\pm \pm$		$\pm \pm$			口		廿	士	İ			廿		目
444     氏名       445     届出週数       446     出産予定日       447     母子手帳交付申請		日付情報																						I					
448 個人番号		人	12	番号制度で個人を管理する番号																T			1	I					口
448     個人番号       449     氏名       450     住所		氏名情報 住所情報																		廿		世	士	I			世		
451 母子手帳																								0					
452 受診票 453 教室申込		ਰ <i>b</i> l±+⊓																						Ĭ					
454 氏名 455 性別 (	〇性別	氏名情報 X	1					$\pm$																I			廾		
456 <u>生年月日</u>		生年月日情報 住所情報	-		7	$\mp$	$\Box$	$\mp$	$\Box$	1	$+ \overline{+}$	$\Box$	$+\Box$		$+\Box$		$+ \top$	$\blacksquare$	-	+	-	+	+	I		+	+	$+ \overline{+}$	+
458 申込教室名		住所情報 N	20																	二		世	1	İ		ഥ	世		

	インタフェース	.仕椁	鎌(ユニット)	)		業務ユニット番号:19									業	務ユニ	ニット	名:仮	建康管	理								
														ユニット	·(業務)											外部		
NO	情報名	CD	コード コード名	- データ型	桁数		1 住民基本台帳	4 選挙人名簿管理	資  倍  産  氏  税  税	7 法人住民税 解自動車税	9 収滞納管理	⊀I I	12 13	14 15	16 17 生活保護 療	10 1	19 20 注 建 款 学 证	21 23	30 50 財務会計	51 庶務事務	53 文書管理	90 91 電子申告	中間サーバー	主民 機関			国・都道府県	
459	予定日			日付情報																				I				
460 461	出生届出 <u>出生届出</u> 個人番号			Y	12	番号制度で個人を管理する番号																						
462	氏名			氏名情報	12	田与前及で四尺で百年する田子				++	1 1							+						<del>i</del>				
463	現住所 生年月日			住所情報																								
464	生年月日			住所情報 生年月日情報	<b></b>																			I				
465	性別 出生順序	0	性別	X	1			-		++	$\perp$				$\perp$			$\perp$						<u> </u>			1	
466	出生順序			9	2		$\vdash$			++	+							+	_		1			<u> </u>			-	
467 468	出生時身長	+		9V 9V	3, 1		$\vdash$	+	$\vdash$	++	+	+		-	+		-	++	-		++	-		I	-		+ +	
469	出生時体重 実績記録(母子健康管理)			91	ა, լ																			l.	0			
470	<u> </u>			氏名情報																				I				
471	氏名 性別 生年月日	0	性別	Х	1																		1	I I				
472	生年月日			生年月日情報	<b>报</b>																			I				
473	住所			住所情報																				I				
474	<u>申込教室名</u>			N	20																			I				
475	<u> </u>			日付情報																				I				
476	接種歴情報			N	15																							
477 478	過去に接種している予防接種の種			N	15																			1				
479	接種券、予診票 接種結果情報							+			++													<del>                                      </del>				
480	予防接種の種類	0		Х	3																			Ī				
481	接種日			日付情報	Ť						1	+			$\dashv$			$\dashv$			$\dagger$			T I			1 1	
482	接種医療機関	0		X	10																			I				
483	ロット番号			Х	10				$\Box \Box$												$oxed{\Box}$			I				
484	メーカー	0		X	5		$oxed{oxed}$		$oxed{oxed}$	$\bot\bot$	$\bot\bot$	$\perp \perp \mid$	$\perp$	$\perp$	$\perp \perp$			$\perp$	$\perp$		$\perp \perp$			Ţ				
485	接種量 予診のみ情報	$\downarrow \downarrow \downarrow$		9V	1, 3		$\vdash \vdash$	_	$\vdash \vdash$	+	+	+	-	-	-			$\perp \downarrow \perp$			++			<u> </u>			1 1	
486	アジリみ情報 計明社会名標料	0		X																				1		0		
487 488	<u>訪問対象者情報</u> 訪問結果情報																								Ī	Ī		
489	<u> 訪問日</u> 			日付情報																					Ī	Ī		
490	訪問内容	+		N N	100			+	$\vdash$	++	1 +	+	$\dashv$		$\dashv$			++			++	$\dashv$		+	<del>il l</del>	İ		
491	実績記録(訪問・相談・教室管理)			11	100																				0			
492	実績記録(訪問・相談・教室管理) 老人保健事業報告																										0	
493	地域保健事業報告																										0	
494	妊娠届出情報					特定個人情報 管理番号80																	0					
495	妊娠の届出年月日			日付情報		妊娠届出の届出日	oxdot	_	$oxed{oxed}$	$\bot\bot$	$\bot\bot$	$\perp \perp$	$\perp \downarrow \perp$	$\perp \downarrow \perp \downarrow$	$\perp \perp \perp$			$\perp \perp$			$\perp \perp$		0	$\perp$				$\bot$
496	出産予定日			日付情報		妊娠届出の出産予定日																	0					